

〔別紙 1〕

随意契約理由書

件 名	東クリーンセンター クレーン用バケット点検整備
契約の相手方	株式会社 福島製作所
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 当センターは、市内の一般家庭から収集運搬された廃棄物を通年稼働により焼却処理する施設であり、各クレーン用バケットのうち、ごみクレーン用バケットについては可燃ごみを焼却炉へ投入する目的で使用され、クレーン設備に付随するバケットは連日稼働する重要な機器であり、また健全な状態を常に維持する必要がある機器である。 当該機器はクレーン等安全規則に基づき、年次点検整備を実施する必要がある。なお、年次点検整備中は 1 台運転となり予備機がないので短期間で実施する必要がある。 本請負人は、当該設備の専用設計、製作及び据付を行った業者であり、機器の設計、製作に係る技術的な知識及び製作図面の一切を所有する業者であるため、その構造等について十分に熟知しており、技術的な検討に対しても即時対応でき、かつ安全・迅速に施工することが出来る唯一の業者である。 以上により、上記業者との随意契約を行うものである。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	環境局 東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)